

令和8年度つくば市産産・産学連携研究開発支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和8年度つくば市産産・産学連携研究開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業、大学、公的研究機関等が有する研究成果や技術を活用し、技術開発や共同開発研究等の連携を行う市内のものづくり中小企業者等に対し、事業連携に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、事業連携を契機とした事業化の促進を図り、もって本市産業の新たな事業創出に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

次に掲げるものであって、市内に本店又は主たる事業所を有する法人並びに市内に住所及び主たる事業所を有する個人をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

(2) バーチャルオフィス

事業者が当該所在地において実際に事業活動を行う事務所や営業所を設置せず、登記や住所の利用、郵便物の受領等を目的として利用する事業形態をいう。

(3) 事業連携

事業者同士が互いにアイデアを持ち合い、同じ目的に向かって新たな事業創出に努めることをいう。

(4) 申請者

補助金における申請代表者をいう。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす中小企業者等とする。

- (1) 製造業又は情報通信業（ソフトウェア業に限る。）を営んでいること。
- (2) 申請時点で市内において1年以上事業を営んでいること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- (5) 所在地をバーチャルオフィスとしている企業でないこと。
- (6) 事業連携を行う中小企業等の代表者がそれぞれ異なること。
- (7) 申請者は同一年度において補助金を申請していないこと。
- (8) 市ホームページにおいて事業連携結果の公開に同意すること。

(補助金の対象経費及び額)

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業連携へ向けた事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 設備等購入・賃借費
- (2) 原材料費（補助事業のために必要な原材料及び副資材の購入に要する経費）
- (3) 印刷製本費
- (4) 広告掲載費
- (5) 市場調査費
- (6) 検査・分析費
- (7) 試験費
- (8) 技術指導等に要する経費
- (9) 試作品製作費
- (10) 産業財産権の導入（取得・使用）に要する経費
- (11) 外注費（補助事業のために必要な加工や設計等の一部を外注（請負・委託等）する場合の経費）

2 次のいずれかに該当するときは、補助対象にならないものとする。

- (1) 既に研究開発が完了しているとき。
- (2) 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき。
- (3) 生産設備等の機械装置の導入が主な目的であるとき。
- (4) 製品の量産化に過ぎないとき。

- (5) 同一の事業内容について、既につくば市又は他の公的機関等からの同一経費に関する助成を受けている、又は助成について採択が決定している場合
- (6) 連携する事業者が受発注の関係にある場合
- (7) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社との取引の場合

3 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の2以内の額とし、50万円を上限とする。

4 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

5 次に掲げる方法で支払われたものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 現金支払い（1取引税抜き10万円以下の交通費及び代金引換限定のサービス等を除く。）
- (2) 小切手又は手形による支払い
- (3) クレジットカード及び電子商取引での支払い（補助事業期間中に引き落としが確認できる場合を除く。）

（補助事業期間）

第6条 補助事業期間は、交付決定日から補助事業完了の日までとする。ただし、補助事業完了の日は令和9年（2027年）2月28日を越えてはならない。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度産産・産学連携研究開発支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる全ての書類を添付し、施行日から令和8年（2026年）6月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費に係る見積書
- (3) 申請者の履歴事項全部証明書の写し（申請日以前3か月以内発行されたものに限る。）又は個人事業の開業届出書の写し
- (4) 申請者の定款又は規約の写し（法人の場合に限る。）
- (5) 申請者の最新の決算書の写し（個人にあっては確定申告書の写し）

- (6) 事業連携を行う全ての中小企業者等の名簿及び事業参加への同意書
- (7) 申請者の市税に滞納がないことを証する書類の写し（申請日以前 30 日以内に発行されたものに限る。）

（補助金の交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に、次に掲げる交付条件を付するものとする。

- (1) 市長が補助金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
- (2) 補助金の内容を明確にするため、実施内容がわかる書類を整備し、5 年間は保存すること。
- (3) 規則及びこの要項の規定に基づき、市長が補助金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) 規則及びこの要項の規定を遵守すること。

（申請の取下げ）

第 9 条 規則第 8 条第 1 項の市長が定める期日は、前条第 1 項の交付決定通知書の交付決定日から 20 日以内とする。

（補助事業の変更・中止・廃止の申請）

第 10 条 補助金の交付を受け者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）及び添付書類に記載された事項について変更・中止・廃止が生じたときは、軽微な変更を除き速やかに補助事業変更・中止・廃止申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業を変更・中止・廃止すべきものと認めるときは補助事業変更・中止・廃止承認書

(様式第5号)により、補助事業の変更・中止・廃止することが不相当であると認められた場合は補助事業変更・中止・廃止却下通知書(様式第6号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 3 規則第12条の2の市長が認める軽微な変更は、事業内容、補助金額又は補助事業期間の変更を伴わない変更とする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は令和9年(2027年)3月19日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式第7号)に収支決算書及び支出を証する書類に、次に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。ただし、支出を証する書類については他事業の取引と混合して支払いが行われて区別がつかないものは対象外とする。

- (1) 事業連携結果の概要書
- (2) 事業連携状況を示す写真又は画像
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の交付は、補助事業の完了後とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付請求書(様式第9号)を市長へ提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助を受けようとしたとき。
- (2) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (3) 補助事業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。
- (4) 第8条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる交付条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項各号(第3号を除く。)の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

(施行期日等)

この要項は、令和8年(2026年)4月15日から施行する。